平成２４年（再イ）第５６号

北九州市門司区清見１丁目15番18号
再生債務者　金崎　弘記

１　主文　本件再生計画を認可する。

２　理由の要旨　平成24年12月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年12月11日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

弁理士登録公告

平成24年12月５日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
12月５日	18609	池田　宏子
12月５日	18610	塩野入　敏
12月５日	18611	筒井　智子
12月５日	18612	滝川　水大
12月５日	18613	堀口　秀夫
12月５日	18614	上野　英和
12月５日	18615	藤原　純
12月５日	18616	大城　純市

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成24年11月26日	18399	金田　敏孝	申請抹消
平成24年11月28日	09598	菅井　英雄	〃
平成24年11月28日	09721	泉　和人	〃

弁理士数　9,662名
（平成24年12月５日現在）

平成 24 年 12 月 25 日　日本弁理士会

型式部材等製造者の認証に関する公示

一般財団法人日本建築センター公示第製 99 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第68条の11第１項の規定により型式部材等製造者の認証を行ったので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の５の７第１項の規定に基づき、認証を受けた型式部材等の種類、認証年月日、認証を受けた者の氏名又は名称及び認証番号を次のとおり公示する。

平成 24 年 12 月 25 日
一般財団法人日本建築センター
理事長　松野　仁

建築基準法施行令第136条の２の11第１号に掲げる建築物の部分（認証年月日：平成24年８月31日）
旭化成ホームズ株式会社
製010101Abaa0180044、製010101Abaa0181028
製010101Abaa0182534、製010101Abaa0182538
製010101Abba0180044、製010101Abba0181028
製010101Abba0182534、製010101Abba0182538
製010101Abca0180044、製010101Abca0181028
製010101Abca0182534、製010101Abca0182538
製010101Abab0180044、製010101Abab0181028
製010101Abab0182534、製010101Abab0182538
製010101Abbb0181028、製010101Abbb0182534
製010101Abbb0182538、製010101Abcb0181028
製010101Abcb0182534、製010101Abcb0182538
製010101Abac0180044、製010101Abac0180528
製010101Abac0182534、製010101Abac0182538
製010101Abbc0181028、製010101Abcc0181028
製010101Abbe0182334、製010101Abbe0182338
積水化学工業株式会社
製010101Aaca0032524、製010101Aaca0032534
製010101Aaca0032545、製010101Aaca0032552
製010101Aaca0032555、製010101Aaca0032558
製010101Aaca0032562、製010101Aaca0032565
製010101Aaca0032811、製010101Aaca0032812
製010101Aaca0032813、製010101Aaca0032821
製010101Aaca0032822、製010101Aaca0032831
製010101Aaca0032842、製010101Aacb0032412
製010101Aacb0032413、製010101Aacb0032431
製010101Aacb0032442

行旅死亡人

本籍・住所・氏名・年齢不詳の男性、所持金品はジージャン１着、ジーパン１本、ポロシャツ１枚、半袖Ｔシャツ１枚、ベルト１本、トランクス１枚、靴下１足

上記の者は、平成24年11月７日、日光市藤原１番地先の河川内において死体で発見されました。死後１ヶ月程度経過していると推定されます。遺体は火葬に付し、遺骨は日光市営鬼怒川霊園内の納骨堂に保管してありますので、心当たりの方は、日光市健康福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成 24 年 12 月 25 日
栃木県　日光市長　斎藤　文夫

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、50～70歳位の女性、身長160㎝、体格普通、着衣は白シャツ、袖無白肌着、ブラジャー、灰長ズボン、白パンツ、白靴下、黒運動靴、遺留金品は手提げ鞄、財布、小銭入、切符、鍵２本、ハンカチ、買物袋、テレホンカード、折り畳み傘、現金12,365円

上記の者は、平成24年９月９日午後11時29分、大阪市此花区鳥屋６－１－101ＪＲ桜島線安治川口駅２番線路内で発見されました。死亡日時・場所は、上記発見場所に同じ。死因は自殺（頚髄離断）。遺体は検視の上、小林斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所生活保護業務主管課まで申し出てください。

平成 24 年 12 月 25 日
大阪市　此花区長　西原　昇

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、50～60歳位の男性、身長175.5㎝、体格肥満、着衣は紺半袖ジャージ、紺半ズボン、黒Ｔシャツ、黒パンツ、スリッパ、タオル、遺留品はワイヤー錠、鍵３本、眼鏡、ライター、パイポ

上記の者は、平成24年７月23日午後４時40分、大阪市西成区長橋３－６－７大阪市営長橋通住宅駐輪場内で発見されました。死亡日時は平成24年７月23日午後４時30分頃。死因は、虚血性心疾患。遺体は検視の上、北斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所生活保護業務主管課まで申し出てください。

平成 24 年 12 月 25 日
大阪市　西成区長　臣永　正廣

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、30～40歳の男性、身長170㎝位、体格細身、紺長袖シャツ、黒Ｔシャツ、Ｇパン、黒パンツ、運動靴、現金247円

上記の者は、平成24年10月29日午後５時40分頃、大阪市北区中之島４－２－１市立科学館南側敷地内で発見されました。死亡は、平成24年10月29日午後５時30分頃（推定）、発見場所に同じ。死因は病死。遺体は検視の上、小林斎場にて火葬に付しました。心当たりの方は当区役所生活保護業務主管課まで申し出てください。

平成 24 年 12 月 25 日
大阪市　北区長　中川　暢三

公示送達

秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第133条第１項の規定により当該通知書の送付に代えて通知の内容を下記のとおり公告する。

平成 24 年 12 月 25 日
秋田都市計画事業
秋田駅東第三地区土地区画整理事業
施行者　秋田市
代表者　秋田市長　穂積　　志

記

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名
住所　秋田県秋田市手形字西谷地203番地２
氏名　野呂田愛子
住所　秋田県秋田市手形字西谷地203番地２
氏名　野呂田国男

２　通知の内容
秋田都市計画事業秋田駅東第三地区土地区画整理事業において定められた上記の者の所有する仮換地の使用収益開始日については、別表のとおりである。よって、土地区画整理法第99条第２項の規定により通知する。なお、別表は省略し、それらを秋田県秋田市手形字山崎44番地３に掲示されていることを公告する。

（教示）

１　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して60日以内に秋田県知事に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第15条に規定されています。）。

２　この通知について不服があるときは、この通知を知った日の翌日から起算して６か月以内に秋田市を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に秋田市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができます。